石巻市桃生総合支所市民生活課会計年度任用職員の募集案内

現在、石巻市桃生総合支所市民生活課では、令和３年度市県民税申告の書類点検等を行う会計年度任用職員を募集しています。

○任用期間 令和３年２月１０日～令和３年３月１６日まで

○申込方法 履歴書（６か月以内に撮影した顔写真貼付）を申し込み先に郵送又は直接  
提出してください。

○申 込 先 石巻市桃生総合支所市民生活課

住所：〒986-0313 石巻市桃生町中津山字江下１０番地

電話：0225-76-2111

○選考方法 書類選考及び面接

○面 接 日 担当部署より後日連絡いたします

○募集締切日　 令和３年１月２０日（水）　（必着）

1. 勤務条件等

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 事務職員 |
| 必要条件 | 特になし |
| 勤務場所 | 桃生総合支所市民生活課 |
| 採用人数 | １名 |
| 任用期間 | 令和３年２月１０日 から 令和３年３月１６日まで |
| 勤務内容 | 令和３年度市県民税申告に関する申告受付業務（申告相談業務除く）  申告書類の点検・審査、書類整理等 |
| 勤務時間 | 月曜日から金曜日（週５日/３５時間）  ８時３０分～１６時１５分（休憩：１２時００分～１２時４５分） |
| 休 日 | 土・日曜日、祝日 |
| 単 価 | 日額６，２８３円 |
| 通勤手当 | 通勤距離（片道２kｍ以上から対象）、週の勤務日数によって支給されます。 |
| 社会保険等 | 社会保険無し、雇用保険の適用あり。 |
| 休暇等 | 年次有給休暇（２日）が付与されるほか、特別休暇として該当するものがあります。 |

1. 対象・資格

(1)市税に滞納がない方

(2)次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア.石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

イ.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ.日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

1. その他

(1)次に該当する場合は、採用を取り消すことがあります。

ア.履歴書などに虚偽の記載が判明した場合

イ.必要とする免許・資格などを取得していない場合や当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合

(2)会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象になります。